



緑区青野原に就農した農業者との情報交換会の様子

農業委員会では、7月から8月にかけて、市内に新規就農した4人の農業者や、農業者を支援する関係機関である農協及び市の担当課職員との情報交換会を開催しました。

新規就農者との情報交換会では、現在の営農状況や新規就農してから困っている点、改善したい点などについて、また、関係機関との情報交換会では、昨年度、農業委員会から市に対して「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を提出した後の市の取組状況などをテーマに話し合いました。

10月に、「令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」として取りまとめる予定となっております。



相模原市肥料・農業資材購入 緊急支援事業給付金の申請はお済みですか？



相模原市では、7月20日から新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢等の影響により、農産物の生産に必要な肥料や農業資材（諸材料）の購入価格が高騰し、経営が圧迫されている農業従事者の事業継続を支援するため給付金の支給を行っています。

受付期間 令和4年7月20日から令和5年2月28日まで
※予算の範囲内での支給となりますので、支給対象者の方で未申請の方は早めの申請をお願いいたします。

支給対象者 給付金の対象者は以下の(1)～(6)を**全て満たすもの**とします。
(1) 令和4年7月1日現在、相模原市に住民登録（法人は本店又は主たる事業所）がある者。
(2) 令和4年7月1日現在、営農しており、今後も営農の意思があること。
(3) 令和3年度分税申告（法人は令和4年7月1日の直前の事業年度における税申告）をしたもののうち、農業所得用の「青色申告決算書」、「収支内訳書」又は「決算報告書（法人）」により「販売金額」が15万円以上あることが確認でき、「肥料費」又は「諸材料費」の金額が確認できる者。
(4) 神奈川県を除く他の地方公共団体から、地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用した肥料・農業資材（諸材料）の物価高騰等の影響を支援するための給付を受けておらず、今後も受けないこと。
(5) 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
(6) 代表者、役員又はその他事業に携わる者に暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいないこと。

給付金の額 令和3年分税申告の農業所得用の「青色申告決算書」、「収支内訳書」又は「決算報告書（法人）」の肥料費と諸材料費の合計に0.83を乗じて得た額を上限とします。

申請書類 (1) 「相模原市肥料・農業資材購入緊急支援事業給付金申請書」
(2) 「誓約書」
(3) 令和3年分税確定申告書の写し
(4) (3)の附属書類である農業所得用の「青色申告決算書」の写し等
(5) 振込先口座の通帳の写し等

市役所農政課に
用意しています。



申請窓口 | 農政課（農政班） 中央区中央2-11-15 市役所本館5階 042-769-9233

第58回 相模原市農業まつり「集中行事」は中止になりました

例年11月の第2日曜日に淵野辺公園で開催している「相模原市農業まつり『集中行事』（イベント）」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため中止とし、その代替事業として10月30日（日）午前8時から10時までの間、「さがみはらのめぐみ秋の朝市」をJA相模原市本店第1駐車場にて実施することとしました。

なお、市内産の農産物を対象とした「農畜産物共進会」は別途開催しております。詳しくは同実行委員会から関係者に案内が送付されますのでご確認ください。

お問い合わせ先 | 相模原市農業まつり実行委員会（農政課内） 電話042-769-8239

農地中間管理事業を活用して、農地の貸し借りをしませんか

◎農地中間管理事業とは・・・？

市街化区域以外の農地を対象に、農業の継続が難しい方や農業の規模を縮小する方から、県知事の指定を受けた農地中間管理機構（神奈川県農業公社）が農地を借り受け、経営規模拡大や新規参入される方に貸し出すことにより、農地利用の集積・集約化を進める事業です。

農地を貸したい方

- ・高齢等で農業をリタイアしたい
- ・農業後継者がいないので困っている
- ・相続した農地を耕作できない

農地を貸す方のメリット

- ・借りる方が決まった農地は貸し付けるまで農地中間管理機構が管理
- ・賃料は農地中間管理機構から確実に支払われる
- ・契約期間終了後、農地が戻る（更新も可能）

神奈川県農業公社

神奈川県知事からの指定を受け、農地中間管理事業を実施している公的機関
電話 045-651-1703



農地を借りたい方

- ・農地を借りて経営規模を拡大したい
- ・新規参入したい

農地を借りる方のメリット

- ・長期間借りることができるので経営が安定する
- ・貸す方が複数人でも賃料の支払先は農地中間管理機構のみなので便利
- ・貸す農家と個別交渉の必要がない

相談

相談

農地の貸し借りについての相談窓口

相模原市農業協同組合 営農センター 電話 042-762-4336
神奈川つくい農業協同組合 営農経済課 電話 042-784-9905
※農業委員会事務局及び同津久井事務所でも承っています。

※遊休農地で著しく利用が困難な農地や貸し出す可能性が著しく低い農地等は借り受けることが出来ません。

鳥獣による農業被害に遭われたら、農業被害調査票の提出を！

サル、シカ、イノシシ等の鳥獣による農業被害が、市内各地で発生しています。被害に遭われた方は、被害の大小にかかわらず、農業被害調査票により農業被害報告をお願いします。提出いただいた農業被害報告により、状況を把握し、今後の対策に生かしていきたいと考えています。

農業被害調査票につきましては、お近くの農協の各支店に備え付けてありますので、被害内容をご記入の上、農協の各支店や津久井地域の各まちづくりセンターにご提出ください。

農業被害報告について、ご不明な点、お気づきの点がありましたら、緑区役所区政策課または農政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先

緑区における被害：緑区役所区政策課 電話 042-775-8852
中央区、南区における被害：農政課 電話 042-769-8239

津久井地域は鳥獣被害対策相談ダイヤルをご利用ください

神奈川つくい農協専用ダイヤル
0120-44-3674
(平日の8時30分～17時)

神奈川つくい農協の職員が①被害状況の確認②現場の写真撮影③被害報告書の作成を行います。

新規就農者との情報交換会

今回、旧相模原市域と津久井地域からそれぞれ2名ずつ新規農業者にご協力いただき、農業委員及び農地利用最適化推進委員との情報交換会を開催しました。

旧相模原市域 和泉 大樹さん（緑区大島他）、前原 昌一郎さん（中央区上溝）
津久井地域 廣瀬 康人さん（緑区三ケ木）、中山 英樹さん（緑区青野原）



和泉 大樹さん



中山 英樹さん

新規就農者からは、「農地の近くに野菜の洗浄や調製をする場所を見つけないのが難しい」、「農地をある程度まとめて借りたいが、分散していて、自分で探してもなかなか見つからない。」等の課題や、「新規就農者同士で市民朝市に出店して販路を広げている。」との取組などの話がありました。

新規就農者が定着するための納屋等の作業場の確保や、農地を貸すことに不安がある貸し手（所有者）に対して、農地を貸しやすくするための効果的なPR活動を継続していくことなど、課題の解決に向けた取組が必要になっていきます。

今後とも、新規就農者をはじめ、農業者の皆様の声を聴きながら、様々な取組を進めていきます。



廣瀬 康人さん



前原 昌一郎さん

農地再生モデル事業に取り組んでいます

農業委員会では、今年度、農業委員・農地利用最適化推進委員が、旧相模原市域の圃場（中央区田名）での除草剤の散布や草刈りによる整備、津久井地域の圃場（緑区鳥屋）での津久井在来大豆の栽培を行っています。

農地再生モデル事業とは

農業者の高齢化や担い手不足により耕作されなくなった農地を再生し、担い手へ引き継ぐ事業です。



除草剤の散布の様子